

平成 21 年 第 2 回

菊陽町議会 2 月臨時会会議録

平成 21 年 2 月 24 日

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会2月臨時会会議録

平成21年2月24日（火）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成21年第2回菊陽町議会2月臨時会)

平成21年2月24日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第2号を議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第2号 工事請負契約の変更について（横道合志2号線跨線橋鋼上部工製作輸送工事）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

副 町 長 松永政秋君

教育委員長 三島誠一君

教 育 長 赤峰洋次君

総務部長 宮本義次君

福祉生活部長 大川育男君

会計管理者 紫藤修君

総務課長 吉岡典次君

財政課長 實取初雄君

建設課長 平野誠也君

都市計画課長 坂本恭一君

総務課 庶務法制係長 服部誠也君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書 記 新 和 女 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番川俣鐵也君、11番吉本堅君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第2号を議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出議案第2号を議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 皆様おはようございます。

議員の皆様におかれましては、平成21年第2回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大変ご多用の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、去る1月21日にはアメリカの第44代大統領オバマ氏が就任され、その演説の中で米国

再生に取りかかると宣言し、経済危機克服への決意を表明される一方、新たな責任の時代が来たと述べられ、国民一人一人の努力を求められたところでもあります。

次に、我が国であります。政府が掲げました生活支援と景気対策の2本の柱を目的とした総額2兆円の定額給付金、子育て応援特別手当、地域活性化のために自治体に交付する地域活性化・生活臨時交付金などを盛り込んだ2008年度第2次補正予算が、去る1月27日に成立したところでもあります。現在、関連法案について審議がなされている状況でございます。このことを受けまして、本町におきましても、給付金事務を円滑に取り組むことができ、効率的でスムーズな事務処理体制づくりをただいま検討しております。近日中に組織化を図りたいと考えております。

一方、予算関係であります。3月の議会定例会におきまして20年度補正予算の中でお願ひすることとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本議会に提案する議案の提案理由を述べさせていただきます。

議案第2号は、横道合志2号線跨線橋鋼上部工製作輸送工事に係る工事請負契約の変更についてであります。

本工事につきましては、平成20年7月の菊陽町議会第2回臨時会におきまして請負契約締結の議決をいただき、現在工事を進めておりますが、株式会社JR九州とけた架設工事の協議を行いました結果、当初JRにおいて施工予定でありましたゴム支承等について町施工となったため、本工事に追加することで請負契約金額に変更が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますので、慎重にご審議いただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第2号 工事請負契約の変更について（横道合志2号線跨線橋鋼上部工製作輸送工事）

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第2号工事請負契約の変更についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（平野誠也君） おはようございます。

それでは、議案第2号工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、平成20年7月17日提出、議案第47号で議決の横道合志2号線跨線橋鋼上部工製作輸送工事について請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、契約金額の変更でございます。当初契約金額1億7,010万円を2億112万2,999円に変更するものでございます。3,102万2,999円の増額となります。

設計変更の概要につきましてご説明を申し上げますと、当初、本工事につきましては、橋げたとなる製品を作成し、年度内に現場まで輸送を行いまして、架設の受託業者となるJRへ引き渡すまでを主な工事としているところでございます。ところが、本工事で使用する鋼材につきましては、議員各位もご承知のとおり、他産業向けを含めて全般的に需要と供給が逼迫しておりまして、入手困難な状況となっております。やっとそのめどが立ったわけなんですけれども、鋼材調達につきましては、7カ月という不測の期間を要することとなったものでございます。このことから、製品の現場搬入が6月末から7月の中旬というふうになるために、架設を受託することとなるJRと製品搬入後の工事工程を協議を行いました。

次に述べますように、設計の変更を行うものですが、まず第1点の変更点としまして、本来架設工事において調達する予定でございました工事資材やゴム支承等につきまして、JRが発注する架設工事請負業者の決定後に行われるということから、製品納入時期と架設工事への移行がスムーズに行われるようにするために、ゴム支承4基と落橋防止装置8組を本工事に追加したいということでございます。

第2の変更点としまして、排水装置の継ぎ手に関してでございますけれども、これも架設工事の中で計画をしておりまして。しかしながら、排水装置の鋼管材との継ぎ手がうまく合わないとかというトラブルもあるということでございますので、今回製品を仮に工場のほうで組み立てまして、その中で継ぎ手を取りつけ、製品同士がうまく取り合うことができるようにするものでございます。排水装置継ぎ手につきましては71組ございます。これを合わせて追加で発注したいということでございます。

以上、申し上げましたように、一応ゴム支承、落橋防止装置、排水装置の継ぎ手の製作につきまして、本工事に追加するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第2号について質問します。

今説明であったのだけでは、1つはこの工事請負契約の変更について約3,000万円を超しますよね。非常に大きな金額であるにもかかわらず、議案の資料としてはたったこの側面図と平面図の1枚だけなんですよ、議員に手渡されるのは。もちろん事前に渡してるので担当課に聞けばいいんじゃないかというご意見を出される方もいるかもしれないんですけど、これでは3,000万円が本当に必要なのかが、これだけでは非常に判断、これで判断をしなさいと言われるのは、1つは酷じゃないかなと思います。やっぱりそうであるならばなぜ、これが今

J Rについて施工予定だったが、それが町に変わったという原因が今の課長さんの説明では私はちょっと理解できないっていうか、よくわからないんですね。ですから、もう少し資料等も今どういう状況で、どれが調達できなかったのかとか、こうすればこういう状況になるっていうのが、やっぱりもう少しつけていただかないと、この3,000万円を本当に通していいのだろうかどうかっていうのを、私たちはこの議会でチェックするわけなんですけれども、ちょっと判断が非常にしづらいというふうに思いますので、その辺は再度説明をしていただくと同時に、そういう点も含めて、こういう多額の金額の場合、どういう点が必要なんだっていうのを、もう少し議会に提出されるときに補足資料をつけていただかないと判断がしづらいというふうに思います。

結論としては、質問ですけど、J Rが施工予定だったのがなぜ町が負担をしないといけなかったのかっていうのが、今平野課長さんの説明だったんだと思いますけれども、いまいよくわからないので、もう一度説明をお願いしたいと思います。なぜJ Rがそのまま負担ができないのかっていう点をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 今の小林議員のご指摘でございますけれども、確かに参考資料としては1枚しかつけておりませんので、これで判断するというのは難しいということでございますので、資料につきましては後日でも差し上げたいと思いますけれども、今大体もともとJ Rに施工させるべきじゃないかということであったんですが、先ほどご説明しましたように、結局製品ができ上がって現場まで搬入するという時期が6月か7月ぐらいになってくるわけです。その後、一応J Rのほうで架設の部分の発注をかけられて施工するというところでございますけれども、その間はやっぱり期間のロスというのが当然発生してくるわけです。製品が来て初めて架設ということになるわけですが、その辺の期間的なロスを最小限にとどめたいということで、J Rといろいろ協議した中で、今回は町の工事の中でやろうということに判断、決定したところでございます。

これについてはいろいろご議論もあると思うんですけども、先ほど小林議員のほうからも町の負担でということですが、これはどちらにしてもその費用負担というのは当然発生するわけですから、その辺はご理解をいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） その6月から7月の期間的ロスというのは、どういう意味ですか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） ちょっと私の説明が悪いんでしょうけども、本来であれば20年度内、本年度内に一応製品を搬入予定でその施工計画は立てておったわけです。実際予算的には、当然J Rに発注するとしても早くても5月ぐらいしかJ Rさんは発注ができないわけです。そうすると、6月から7月までの間は要するに期間的にロスの期間が発生するわけです。だから、



製品が来てJRさんが発注されますと、それからのいろいろな建設資材等の発注になりますから、まただんだんおしてくるということでございます。ちょっと説明がわかりづらいかもしれませんが、

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑は。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議長、申しわけないんですけど、よかったらちょっと休憩して、今の説明をもう少しわかりやすく議員に説明を、全員協議会でもいいですのでしていただかないと、ちょっと私は意味わかりませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉村豊明君） ただいま小林君から休憩の動議が出されました。

ただいまの動議に賛成の方いらっしゃいますか。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題としてこれから採決します。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、休憩の動議は可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時16分

再開 午前11時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今全協のほうでちょっと質疑もあったかと思うんですが、その質疑の中でJRとの絡みというところが不透明だという話がありました。私もまさしくそのように考えております。

町とJRとの協定書ができるとかという話も聞きましたが、その辺のところも含めて日立造船さんのほうに発注する分、契約の分、それとJRの分と。特命工事で発注をされると。かかったしこ幾らでも町は払いますよというふうな状況では、議員の判断はできんのではないかなというふうに思っております。そういうところで、町とJRとの協定書があるのかどうか。あればそれも含めて審議をしないと、ちょっと審議不可能ではないかなというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 今協定のお話でございますけども、昨年の12月にJRと協定を結んでいるところでございます。

(11番吉本 堅君「資料の提出をお願いします。資料配付」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 建設課長。

○建設課長(平野誠也君) 資料配付をといいますと、その写しをということですか。

(11番吉本 堅君「そういうことです」の声あり)

今配付……。

(11番吉本 堅君「今です。それがないと判断ができないんです」  
の声あり)

○議長(吉村豊明君) 建設課長。

○建設課長(平野誠也君) JRに関しては、先ほどもちょっとお話をしたんですが、昨年、第1回定例会で議員のほうからも予算の中、それと一般質問でも答弁をされてるようなことであります。

今言われましたJRとの協定の関係ですけども、本案件とはちょっと関係ないのかなと。ただ、ご判断をしたいということであれば、ちょっと私の判断でお出しするかというのはできませんので。

(11番吉本 堅君「町長、資料の提出をお願いします。議長、よろしく」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 皆様方にお諮りします。

今吉本議員から資料の提出というようなことですが、資料の提出に際しましてはいかがなものでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(吉村豊明君) 賛成が多数でございます。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(11番吉本 堅君「議長、時間ありませんので、ちょっと朗読をお願いできませんか、今の基本協定書の。コピーをちょっと朗読お願いしたいと思います」の声あり)

(建設課長平野誠也君「私が読めばよろしいんですか」の声あり)

(11番吉本 堅君「はい」の声あり)

建設課長。

○建設課長(平野誠也君) それでは、朗読をということでございますので、基本協定書の朗読を

いたします。

菊陽町が実施する横道合志2号線道路改良事業に伴う豊肥本線三里木・原水間仮称津久礼跨線橋新設工事の施工について、菊陽町と九州旅客鉄道株式会社とは、平成15年3月20日付国土交通省が定めた道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱及び同日付同細目要綱に基づき、次のとおり基本協定を締結する。

第1条で、工事の位置、設計及び工程ですが、工事の位置、設計及び工程は、別添図書及び別紙1工程表のとおりとする。

第2条で、工事の施工ということです。

工事は、次により乙が施工するものとする。道路施設、桁架設、落下物防止柵、鉄道施設、電力設備支障移転。

第2項、甲は、乙が架設する橋桁を乙が指定する日時、場所に運搬し、乙に引き渡すものとする。

第3項、甲は、鉄道に近接して工事を行う場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

第3条で、工事の費用及び負担でございます。

工事に要する費用は、別紙2予算書のとおり総額概算1億5,878万7,000円（負担金工事経費が3,499万2,000円、それと受託工事経費総額が1億2,379万5,000円）を甲が全額負担するものとする。なお、年度ごとの予算額の変動に関しては、総額概算額が変更しない限り基本協定の変更を行わないものとする。

第4条で、実施協定です。

各年度の実施に当たっては、別途当該年度ごとの工事施工に関する実施協定を締結するものとする。

第2項、甲は前項の各年度の実施協定において、第1条の別紙1工程表に基づく必要な予算を確保できない場合は、乙は速やかに旅客公衆並びに列車運行等の安全を確保できる範囲で工事を中断するものとする。なお、工事の中断に伴う工事費等の増額については、甲が全額負担するものとする。

第3項、事業の中止及び長期中断により生じる費用は、甲の全額負担とする。

第4項、第2項による工事のおくれについて、乙は一切責任を負わないものとする。

第5条で、工事の施工期間でございます。

工事の施工期間は、平成20年度から平成21年度までとする。

第6条で、設計変更及び工事費の精算。

工事の設計変更または物価労賃の変動等により工事費に変動を来す場合は、あらかじめ甲、乙協議するものとし、工事に支障を来さないようにするものとする。

第2項、工事費は、工事完了後速やかに精算するものとする。

第7条で、施設の帰属及び管理でございます。

工事完了後の施設の帰属及び管理区分は、第2条に基づき次のとおりとする。道路施設にお

いては甲、鉄道施設については乙。

第8条で、添架です。

乙は、鉄道事業上必要となる場合は、乙の施設を甲の管理する跨線橋に無償で添架することができるものとし、その実施に当たっては別途甲、乙協議するものとする。

第9条で、撤廃物等の処理。

工事施工の結果発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側の所有とする。

第2項、工事の施工上購入しまたは設備した物件で工事完了後残存するものは、その評価額を工事費をもって精算するものとする。

第10条で、用地の処理です。

甲は、新たに跨線橋の交差部となる乙の用地約243平方メートルについて、甲の施設物存続中無償で使用できるものとする。

第2項、工事期間中仮設敷きとなる乙の用地約92平方メートルについては、工事期間中乙から有償で借り受けるものとする。なお、甲は工事着手までに用地使用願を乙の熊本支社長あてに提出し、別途賃貸借契約を締結するものとする。

第3項、甲は乙が施工のため必要とする乙以外の用地については、工事期間中無償で乙が使用できるように措置するものとする。

第11条で、固定資産税等です。

甲は、前条第1項に定める用地について、固定資産税等を減免するものとする。

第12条で、行政上の手続です。

工事に伴う行政上の手続は、甲、乙協議のうえ処理するものとし、甲はあらかじめ関係機関と調整を図るものとする。

第13条で、家屋等の調査及び補償。

家屋等の事前、事後調査については甲が実施するものとし、事後調査のうえ発生した被害については、甲、乙協議のうえ甲が処理するものとする。

第14条で、損害の処理。

工事施工に伴う損害は、甲、乙協議のうえ乙の責めに帰する場合を除き、甲が処理するものとする。

第15条で、苦情等の処理。

工事の施工に伴う第三者からの苦情等は、甲、乙協議のうえ甲において処理するものとする。

第16条、その他です。

前各条に定めのない事項、またはこの協定に疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

以上、内容の朗読を終わります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今基本協定書を課長のほうから読み上げていただいたんですが、第3条のところで、総額概算1億5,878万7,000円というふうなことであります。

菊陽町議会の3月議会での当初予算は1億2,000万円だったですかね。これがJRのほうに含まれていた3,100万円分を日立造船さんのほうに組み替えるということでありまして、当然その額はその分下がらにゃいかんというふうに思うんですが、これがどうして1億5,800万円というふうな金額になるのか、その辺の説明をもうちょっと詳しく。今のままでは理解できないところがあります。

まず議長、これは1回目ということで処理していただいてよろしいですか。

○議長（吉村豊明君） 2回目です。

○11番（吉本 堅君） えっ、2回目ですか。

○議長（吉村豊明君） はい。

○11番（吉本 堅君） 1回目は、ただ資料提供をお願いしただけだったと思ったばってんが。なら2回目ということで。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） この基本協定の中で、総額の概算が1億5,878万7,000円というふうに協定の中で規定しておりますが、このうちの3,499万2,000円、これ負担金工事経費というようなあらわし方をしておりますけども、実際架設する場合に架線があるわけです、JRの架線。支柱があつて、それが支障となるもんですから、その移設をするための補償費ということでございまして、実際これも契約上発注してお願いしてるんですが、架線が基本的には均等にある程度ないといけないということで、そこだけの移設じゃなくて、もうその周囲といいますか、上り下り等もやっぱり調整していかなくちゃいけないというようなことで3,499万2,000円という金額が出ております。

それと、今言われました受託工事の経費が1億2,379万5,000円ですね。これは先ほど全協の中でもちょっとご説明を申し上げたんですが、実際の積み上げをしていきますとこれだけの経費が発生するというございまして。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） それでは3回目ということですけど、3点ちょっと準備しておりますので。

1点目が、町が特命でJRに随意契約をされて、JRがJR関連の企業の指名をして入札をするということですけども、最終的に幾らかかるかわからないから後で精算するという契約の仕方について、今協定書があるんですが、これもどうなることかなと。これについてが1点。

2点目が、議会が承認した横道合志2号線跨線橋の鋼上部工製作工事3億円と、予定価格2億1,829万5,000円との差額が約8,200万円という予算確保の仕方について、これが2点目です。

3点目が、町とJRとの協定書1億5,878万7,000円ですか。幾ら節区分の流用とはいへど

も、余りにも流用額が大き過ぎはしないかというふうに考えます。

この3点についてどのように考えておられるのか。副町長が発言をしたいということですから、まずは副町長から、そして町長のほうに説明を求めます。あとのことは上に上がってますので、副町長から。

○議長（吉村豊明君） 副町長。

○副町長（松永政秋君） これの協定書の関係につきましては、いろいろ試算をやって、そして積み上げた額でございます。

以上です。

（11番吉本 堅君「3点言うてますけど」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

（11番吉本 堅君「副町長」の声あり）

○副町長（松永政秋君） もう一遍お願いします。

（11番吉本 堅君「だれか執行部のほうで筆記されてませんか。町長、筆記されてませんか」の声あり）

（町長後藤三雄君「筆記はしておりません」の声あり）

○議長（吉村豊明君） もう一度お願いします。

○11番（吉本 堅君） 1点目が、町が特命でJRに随意契約をして、JRがJR関連の企業の指名をして入札をされるけども、最終的に幾らかかるかわからないから後で精算をするという契約の仕方についてどう思われるのか、1点目です。

2点目が、議会が承認した横道合志2号線跨線橋鋼上部工製作工事3億円と、入札のときの工事予定価格2億1,829万5,000円との差額が約8,200万円あると。こういう予算確保の仕方について。

3番目が、町とJRとの協定書1億5,878万7,000円ですが、幾ら節区分の流用といえども余りに流用額が大き過ぎはしないかというこの3点についてどのように考えられるか、副町長のほうから答弁を求めます、それぞれに。

○議長（吉村豊明君） 副町長。

○副町長（松永政秋君） それでは、お答えをいたします。

第1点につきましては、これは前回の議会でも町長が説明しておりますように、JR関係の工事につきましては特殊な工事であると。いろんな列車の通過とかもろもろの関係があつて、そういうふうなJRとの協議の中でやっておると。これも過去のいろんな事例にしましても同様な行為でやっておるといふ状況を聞いております。

2つ目は、差額ということでございますけれども、これにつきましては今後はっきり詰めた段階で出てくるんじゃないかというふうに思っております。

3点目は、流用ということでございますけれども、その分につきましては今後また検討をしていくということになる点もあるかというふうに思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありませんか。

（11番吉本 堅君「町長にも言うてますよ」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま副町長のほうからも答弁いたしましたけども、この協定はいわゆる基本協定でありまして、実際に各年度の実施に当たっては別途当該年度の工事施工に関する実施協定を締結していくということで、実際実施をする場合はつぶさに一つ一つの契約を協定をしていくということになります。そういうことで、20年度の予定分と21年度にも予定しておる分が出てくるということで、ご理解をさせていただきたいと思います。

このJR関係の工事につきましては、JRの軌道を旅客列車が走っておりまして、そういった関係で事故等があって人命等にかかわるようなことがあってはならないということで、当然それを思っておられるJRさんのほうが、自分のところでないとその上の工事は非常に危険な状態で、町のほうで実施を任せることができないというようなことで、さっき言ったこの協定書の一番上にあるような内容で結んで進めていく事業でありますので、その辺どうぞご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第2号工事請負契約の変更について賛成の討論をします。

1つは、町民にとって利便性の高まる陸橋の建設であること、また2つ目に今の踏切はとて阿蘇製薬の前とかは危険であるということもありますので、町民にとって利便性が高まるのではないかということです。

しかし、多額の請負契約であるために、やはり税金を効率的に使っていただきたいというふうに思います。1つ懸念されるのは、やはりJRとの協議で透明性を確保してほしいということと、私が心配するのは、今町長からありましたJRの旅客で人命にかかわることがあってはならないということで、金額がかなり多額になるのではないかという心配をしています。今回この件については直接かわりがあるということではないんですけれども関連性がありますので、今後JRとの協議とかをされる際に、町としても担当課としてもきちんとチェックをして、かなり額の上積みをなるべく抑えていただくように、やはり税金を効率的に使っていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、先ほど最初の質問でも申しましたけれども、工事請負契約の3,000万円を超える

契約金額の変更ですので、これから非常に町としてもいろんな事業をされていくわけで、議会にかけるときにもう少しわかるような、町民の方が見ても判断できるような資料をもっと工夫が要るんじゃないかというふうに思います。今まででしたらこれで通ってきたっていうのもあるんですけど、今情報公開の時代でもありますので、特にJRとの協議とかも重ねられるときに、なかなかこちらからは見えづらいついていうところがありますから、丁寧な資料添付をもっともっと改善をしていただきたい、その2点をぜひ検討を引き続きしていただきたいというふうに思います。

私はこの工事の契約の変更については以上の立場から、やはり町民にとって利便性が高まるということで賛成するものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議案第7号ですか、この案件につきまして反対の立場で討論いたします。

（12番小林久美子君「第2号」の声あり）

議案第2号です。申しわけありません。

反対の立場で討論いたします。

平成20年度の当初予算では、町はJRとの協議を十分された上で、JRが受け持たれる横道合志2号線跨線橋鋼上部工架設工事JR委託として1億2,000万円、また町発注工事として横道合志2号線跨線橋鋼上部工製作工事3億円が20年3月議会で承認されました。ところが、入札の段階では上部工製作工事として3億円の予算を確保しながら、消費税込み予定価格2億1,829万5,000円、消費税込み落札金額1億7,010万円、落札率77.92%ということになっております。

議会が承認した3億円と工事予定価格2億1,829万5,000円では、約8,200万円と差額が余りにも大き過ぎると考えます。また、町とJRとの委託契約をして、JRはさらにJR関連企業を集めて入札をされるのであれば、それが安いのか高いのか全くわかりません。町はJRに対し真摯的に対応していただくよう働きかけることも必要であると考えております。

今回の上部工製作工事契約に3,100万円の増額契約ということですが、この作業量はもともとJRへ委託する上部工架設工事に含まれたものということです。そうであれば、JRへの委託分の1億2,000万円から3,100万円に対する落札率を考慮した金額分を減額して契約をすべきであると考えます。また、町とJRとの間でもろもろの協議の詰めをされた上で、その事業費予算に関する菊陽町議会の承認を得られたのであれば、その予算の中で事業を行うべきものと考えます。幾ら節区分の流用といえども、余りにも流用額が大き過ぎると考えます。これこそ議会軽視と言われても仕方ありません。

また、JRとの協定書では1億5,878万7,000円で協定書が作成されておりますが、もともと



横道合志2号線跨線橋鋼上部工架設工事JR委託予算は1億2,000万円であり、今回の3,100万円分の増額分は1億2,000万円から落札率を考慮した金額分3,981万3,910円を差し引き、8,018万6,090円とすべきと考えます。

ところが、さらに約7,000万円増額されて、1億5,878万7,000円で町とJRにおいて協定書が交わされたということです。このように、JRの工事が幾らかかるかわからないが、かかったしこというふうなあやふやな契約の仕方では、町とJRの契約金額が余りにも不透明であり問題があると考え、反対討論といたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 議案第2号工事請負の変更の事案について、私も反対の立場で討論をさせていただきます。

理由は2つあります。

1つは、今回はJR側がやる工事を日立造船側がやっていくと。いずれにしろ、この橋をかけるという工事そのものについての変更はないということで、いずれにしても橋をかけていくということは粛々と行われるものと理解しており、この議案そのものも存在理由が極めて薄いということがまず第1の理由です。

2つ目の理由として、今回図らずも明らかになったことは、JR委託料ということに対する見積り甘さというところに尽きるかなと思います。吉本議員も指摘しておりました本体工事3億円が、予定価格2億1,000万円余りに減額されており、ある意味JR側の委託料がふえたときにこちらの減額分を充てて総費用の緩衝材にするというようなニュアンスがあったのではないかというようなことを考えると、これから先執行部が提案するさまざまな工事や見積金額に対して、果たして適正なものかどうか、ひょっとしたら膨らんでいるのではないか、そういう疑念を生じさせる議案になってしまっているということを僕は大変残念に思います。

今回の議案は粛々と橋をかけるということに尽きますが、大もとの契約どおりJR側に委託した今回提案された工事をJR側がして、そのことを進めていくってということにさせていただきたいと思ひまして、今回の議案第2号に対して反対の立場で討論をさせていただきました。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成21年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時45分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 川 俣 鐵 也

菊陽町議会議員 吉 本 堅

菊陽町議会会議録
平成21年第2回2月臨時会

平成21年2月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明

編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919